

あなたは大丈夫？

2015年度の消費生活相談から

問 消費生活センター ☎ 725・8805 FAX 722・4263

2015年度に、消費生活センターに寄せられた相談件数は3531件でした。前年度より件数は微減しましたが、被害に遭った金額の総額は23%も増加しています。

無料商法や点検商法、一度被害に遭った人を更にトラブルに巻き込む二次被害に関する相談が、相変わらず多くなっています。最近の相談事例と、それに対するアドバイスを紹介します。

困った時は消費生活センターへ

相談電話 ☎ 722・0001へ

受付時間=月～土曜日、午前9時～正午、午後1時～4時

来所受付 月～金曜日、午前9時～11時30分、午後1時～4時

※いずれも祝休日、年末年始は休み



事例1

無料の床下点検～家の基礎コンクリート補修の高額工事は本当に必要？

「シロアリ被害など床下の点検を無料で行っている」という業者が来たので見てもらったところ、「シロアリはないが、基礎コンクリートに2か所ひび割れがあり、補修が必要だ」と指摘され、18万円で工事の契約をした。更に、工事の際に「床下をよく調べたら、基礎全体にひび割れがあることが分かった」と写真を見せられ、200万円の補修工事を勧められて断ると、「では主だったひび割れだけ」と90万円の追加工事を勧められ、契約した。

冷静になって考えると、全体にひび割れがあるなら、最初の点検で分かったはずである。工事は始まっているが、業者を信用できないので、今から解約できるか。(70代男性)

アドバイス

不安をおおられても、すぐに契約しないで、家族に相談したり、他の業者や専門家にも見てもらいましょう。

2回目の追加工事契約は、クーリング・オフ期間内だったので通知を発信し、消費生活センターからクーリング・オフする旨を事業者に申し入れました。最初の工事は、既に下処理に着手していたので、消費生活センターを通して工事の完了日を設定し、完了を確認しました。

事例2

健康飲料の試供品を申し込んだつもりが、定期コースだった！

スマートフォンで検索中、通常代金3800円の健康飲料が、初回は「送料のみで600円」と表示されている広告を見つけ、安いと思い購入した。

2回目の商品が今日届き、改めてホームページを確認すると、自動で届く定期コースで4か月の継続が条件と書いてあったが、解約したい。(40代女性)

アドバイス

通信販売の申し込みは、特典の大きな文字だけではなく、購入条件や返品特約、事業者の連絡先があるかどうかなども確認しましょう。またその内容を確認できるように保存しておくことも大切です。

消費生活センターで事業者のホームページを確認したところ、購入条件が明記されており、解約は難しいと考えられました。

※インターネットや電話、ハガキ等で購入申し込みをする「通信販売」は、クーリング・オフが適用されません。返品は、事業者が広告やホームページに記載している返品特約に従うことになります。

※インターネット通販の場合は、信用できる事業者か確認しましょう。本物の事業者のホームページに似せた詐欺サイトもあるので注意しましょう。

事例3

SNSで知り合った人に勧められた投資。本当にもうかるの？

SNSで知り合った人から、「海外のブックメーカー(賭博)によるスポーツ競技への賭博で、必ず勝てる講座がある。受講料もすぐに元が取れるから」と講座の受講を勧誘され、受講料の53万円をサラ金から借りて支払った。その後、講座のCD-ROMを受け取ったが、内容が役に立たないので返金してほしい。(20代男性)

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、人同士のつながりを支援するネットサービスなどで、フェイスブックやツイッター等が普及しています。

アドバイス

事業者がSNSを通じて友達になったふりをして勧誘していることが多いので、十分に気を付けましょう。簡単にもうかる話はありません。

相談を受けた時は既に、事業者の不適正勧誘を理由に、行政が業務停止の処分をしており、業者と連絡が取れず、返金されませんでした。

※日本で海外の賭博に賭けることは、賭博罪に該当する可能性があります。

クーリング・オフについて

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売方法や契約書に問題があれば解約できる場合がありますので、諦めずにご相談下さい。

また、事例2のように、クーリング・オフ対象外のものもあるので、詳細は消費生活センターへお問い合わせ下さい。



2015年度 消費生活相談 上位10位

順位	商品名・役務名	件数
1	放送・コンテンツ等(出会い系・アダルトサイト等)	702
2	役務その他(結婚相談所・公的機関を装った電話等)	150
3	商品一般	142
4	賃貸アパート・借家	133
5	インターネット通信サービス(回線契約)	130
6	住宅関連工事	129
7	移動通信サービス(携帯電話・スマートフォン)	122
8	フリーローン・サラ金	102
9	自動車	70
10	医療	67